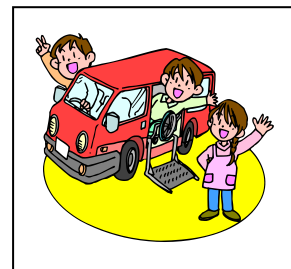


介護事業ニュース ・ 1 月 18 日号

□発行責任者：日本生協連・福祉事業推進部長 山際 淳

TEL：03-5778-8107 FAX：03-5778-8108

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3 丁目-29-8 コーププラザ 11F



- 1 ページ【協同福祉会主催「あすなら安心システム講座」のご案内（2/15、26 開催）】
【「2016 年度 福祉事業戦略セミナー」の資料集、「居住系サービス・地域密着サービス 開設準備マニュアル」(2015 年 4 月発行)を販売します。】
- 3 ページ【避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会の報告及び避難準備情報の名称変更について（厚労省より）】
【介護保険最新情報 vol.578】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について
- 4 ページ【介護事業関連情報】

2017 年もよろしくお願ひいたします。

【協同福祉会主催「あすなら安心システム講座」のご案内（2/15、16 開催）】

毎年 2 月に社会福祉法人 協同福祉会様で開催されます「あすなら安心システム講座」が今年も開催されます。奮ってご参加ください。

内容は、地域包括ケアシステムを法人としてどう政策的に取り組むかという事や、具体的に地域包括ケアシステム（あすなら安心システム）を運用していくに当たり、どのようにして採算を合わせていくのか（黒字化するのか）等の実践報告を講演頂きます。また、地域包括ケアシステムの運営に対する議論を深めるために、意見交流も行います。

※協同福祉会様では、例年春と秋に「10 の基本ケア」講座を開催しています。こちらは主にエリアマネジャー・施設長・現場責任者・教育担当等を対象とし、講義と実習で学び合う企画となっています。今回の「あすなら安心システム講座」は、福祉事業責任者（部長、管掌役員）等、各法人の事業戦略つくりにかかわる多くの皆様のご参加をお待ちしております。

*添付案内書をご参照ください。お申し込みは協同福祉会様へ直接お願ひいたします。

【「2016 年度 福祉事業戦略セミナー」の資料集、「居住系サービス・地域密着サービス 開設準備マニュアル」(2015 年 4 月発行)を販売します。】

(1) 販売価格（いずれも税・送料込です）

- ・「2016 年度 福祉事業戦略セミナー」の資料集・・・4,200 円
- ・「居住系サービス・地域密着サービス 開設準備マニュアル」・・・3,000 円

(2) 内容

○「2016 年度 福祉事業戦略セミナー」の資料集

・2018 年度医療介護同時改定について、直近の審議会での論点の整理や、その対応を視野に入れた、各法人の地域での事業戦略、等の報告集となっています。

「2016 年度 福祉事業戦略セミナー」目次

【基調講演】「2018 年医療介護同時改定をどう迎えるか ～事業環境からの考察～」
『民間事業者の質を高める』一般社団法人 全国介護事業者協議会 特別理事
厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会委員 馬袋 秀男 氏

<p>【医療福祉生協連報告】 「2016年上半期の状況と来年度の方向」 日本医療福祉生活協同組合連合会 介護福祉委員会 委員長 齊藤 恵子</p>
<p>【日本生協連報告】 「2020年ビジョン・福祉(事業)方針と当面の対応」 日本生活協同組合連合会 福祉事業推進部長 山際 淳</p>
<p>【実践報告①】 「地域包括ケアシステムのモデル作りと実践 ～地域の中で人々の暮らしをどう支えるか～」 協同福祉会 理事長 村城 正 氏</p>
<p>【実践報告②】 「県民せいきょうの 事業ネットワーク戦略(福祉事業戦略)」 福井県民生協 常務理事 檜原 弘樹 氏</p>
<p>【実践報告③】 「広島医療生協の事業戦略 ～組合員参加と連携で安心して暮らせる地域づくりをめざして～」 広島医療生協 専務理事 斉藤 孝司 氏</p>

○「居住系サービス・地域密着サービス 開設準備マニュアル」

・新たに居住系サービスや地域密着サービスをご検討の場合、ぜひ活用いただきたい入門書。各サービス別に、サービスの特徴、行政手続き・事業収支、利用者募集・採用計画等を解説しています。

「居住系サービス・地域密着サービス 開設準備マニュアル」目次

○基本事項・市場調査

- I. 第6期介護保険事業計画による開設可能性
- II. 全国及び都道府県別高齢者住宅・施設供給状況
- III. 立地選定
- IV. 高齢化状況調査
- V. 市場調査

○各サービスの開設マニュアル

- ・サービス付高齢者向け住宅
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・看護小規模多機能型居宅介護(旧 複合型サービス)
 - ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ※上記の各サービス別に、サービス概要・基本計画策定・行政手続き・スタッフ採用・利用者募集・設計のポイント・事業収支、等わかりやすく解説しています

(3) 購入申込方法

- ・別紙申込用紙に必要部数を記載頂き、メール又はFAXで
日本生活協同組合連合会 福祉事業推進部 宮澤宛にお申込下さい
Email : ikuko.miyazawa@jccu.coop
FAX : 03-5778-8108

・代金の決済は、各法人と支払相殺を基本とさせていただきます(支払相殺ができない法人様の場合、別途請求書を発行させていただきます。)

【避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会の報告及び避難準備情報の名称変更について（厚労省より）】

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2016122800051/>

昨年 8 月の台風第 10 号災害を受け、開催されていた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」について、先日、検討会座長から松本防災担当大臣への報告書手交式及び公表がなされました。(※下記URLを参照ください)

これを受けて、避難に関連する取組みと避難準備情報等の名称変更について、平成 28 年 12 月 26 日付けにて各都道府県の防災部局に宛てて、内閣府及び消防庁の連名通知が発出されています。

報告を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、災害対策基本法第 56 条の市町村長による避難準備及び第 60 条の市町村長による避難勧告・指示について、ガイドライン上で規定されている名称が、以下の通り変更されます。

(変更前)	(変更後)
「避難準備情報」	→ 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→ 「避難勧告」
「避難指示」	→ 「避難指示（緊急）」

(※) 《平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方検討会 公表資料》
検討会報告（概要）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_gaiyo.pdf

検討会報告（本文）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf

市町村長による避難勧告・指示について、ガイドライン上で規定されている名称の変更内容、伝え方のイメージ

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hinanjoho.pdf

【介護保険最新情報 vol.578】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について】

厚生労働省は平成 28 年 12 月 28 日、介護保険最新情報 vol. 578 として『「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について』を発出しました。

これは、平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定を受けて、改正するものです。

『平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針』

http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb28_honbun.pdf

従前の構造設備基準では、食堂・居間を「法第 115 条の 45 第 1 項指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない」としていましたが、改正では、「小規模多機能型の食堂・居間を総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模（小規模多機能の通いサービス利用者と、総合事業の交流スペース参加者の合計が少数）の場合などで、小規模多機能型の食堂・居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する小

規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合には差し支えない」とされました。

「小規模」がどの程度に設定されるのか、「適当な広さ」がどの程度か、などの詳細は、今後の通知などを待つ必要があります。

*詳細は、添付のPDFファイルを参照ください。

【介護事業関連情報】 ～この間の介護事業分野に関連する主な新聞報道等～

12月27日	◆介護も子育ても同じ相談窓口へ厚労省、改正案提出へ◆	◇朝日新聞◇
	<p>介護や子育て、障害などに関する自治体の相談窓口を一元化してもらおうと、厚生労働省は来年の通常国会に社会福祉法や介護保険法などの改正案を一括提出する。子育てと介護に同時に直面する「ダブルケア」など福祉に関する複数の問題を抱える世帯が増えているため、一体的に対応できる地域づくりをめざす。</p> <p>障害者も高齢者も子どもも一体となった地域づくりを進める「地域共生社会」の実現に向けた一環。近所付き合いが減っている影響もあり、縦割りの福祉サービスだけでは対応しきれないケースが増えてきたことが背景にある。(要約)</p>	
1月6日	◆「高齢者は75歳以上」65～74歳は准高齢者 学会が提言◆	◇朝日新聞◇
	<p>医師や心理学者、社会学者らでつくる両学会のワーキンググループが日本人の心身の健康に関する複数の調査結果をもとに2013年から検討してきた。65歳以上では脳卒中などで治療を受ける割合が以前より低下する一方、身体能力をみる指標の歩行速度などが上がる傾向にあり、生物学的にみた年齢は10～20年前に比べて5～10歳は若返っていると判断した。知的機能の面でも、70代の検査の平均得点は、10年前の60代に相当するという報告があり、根拠の一つとされた。また、60歳以上を対象に「高齢者とは何歳以上か」を聞いた内閣府の意識調査(14年)では、「75歳以上」との答えが28%で、15年前より13ポイント上がったのに対して、「65歳以上」は6%で、12ポイント下がった。こうしたことから、提言では高齢者は75歳以上とし、65～74歳は「高齢者の準備期」と位置づけた。この世代を「社会を支える人たち」と捉え直し、より多くの人に参加する活力ある超高齢社会につながる狙いがある。また、平均寿命の伸びなどを考慮して、90歳以上は「超高齢者」とした。</p> <p>提言は「医学的な立場から検討した」とする。しかし、記者会見では、年金の支給開始年齢など社会保障制度をめぐる今後の議論に影響を与える可能性について質問が出た。グループ座長の大内尉義(やすよし)・虎の門病院長は「高齢者の定義を変えることで、社会福祉などがネガティブな方向に動いてほしくはない」と強調した。「あくまで医学・医療の立場からの提案で、国民がこれをどう利用するかは別の問題」とも話した。(要約)</p>	
1月3日	◆高齢者施設など避難計画作成を義務付け 水想定区域◆	◇日経新聞◇
	<p>国土交通省は河川の氾濫で浸水想定区域内にある高齢者や障害者、乳幼児らが利用する施設に避難計画作成を義務付ける。昨年8月の台風で岩手県岩泉町の高齢者施設で入所者9人が死亡したことを受け、今年通常国会に水防法改正案を提出する。対象となる3万以上の施設のうち、現在2%しか作成しておらず、同省は法改正後、作成の指導に従わない施設名を公表する方針。現在は2013年制定の改正水防法で、老人ホームなど的高齢者施設や障害者施設、幼稚園などは避難計画を作成することになったが、「作成に努めなければならない」となっており、努力義務にとどまっている。このため同省によると、昨年3月末時点で計画作成の対象となる全国3万1208施設のうち実際に計画を作ったのは716施設と2.3%しかなかった。避難計画は施設側が避難誘導や防災情報収集を担う担当者を指定。安全な避難先や避難路、誘導方法などを事前に決め、市町村に報告する。同省は1月から開会する通常国会で提出する方針の水防法の改正案で、こうした避難計画の作成について「作成しなければならない」とし、定期的な訓練と併せて義務化する方針で、年内の施行を目指す。計画を作成しない施設には迅速に計画を作るよう指導し、従わない場合は施設名を公表する方針。(要約)</p>	

以上